

FAXの場合は、以下を、020-4622-8117にお送りください。

区市町村名：練馬区

候補者のお名前：望月やす子

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願ひ申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうなると考えますか。次の中から一つお選びください。

① 大きな被害が出て、行政機関等は対応が出来ないと思う

2. 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う

3. それほど大きな被害は出ないとと思う。

4. その他（ 現在より行政の対応は不充分です、練馬区ではようやく今年度から開始されますが、耐震補強助成制度の充実で、来年に被害を最小限に防げたり、練馬区審議会を設置して、行政的に行進線するなど、財源をどうでも確保するなど、効率よく

質問2 「耐震補強」について 計画的に準備することや、貯蓄水をうで水も確保するなど、効率よく耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されるこが大切です。

とを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかという考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考え金額公費でも耐震補強をすべきとの考え方もあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」の助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。

2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。

③ その他（今年度から実施しますので、基本的には2の立場ではありませんが、対象となるのは中高齢者や低所得者対象、助成申請の改善が求められます。

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。

2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。

③ その他（練馬区でも建築基準法適合以外の簡易耐震補強を実施します。低所得者の方や高齢者の方は、神やの災難からも厚い対応が必要と思います。

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
- ③ 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを貸付けで対応すべき。
5. その他（）

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
- ③ 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に建造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。 *今年度（4月から）開始でもあり、まだへ知られていません。いつ起ら?*
4. その他（）

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について られます。
地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、信用できる技術で、信用できる工務店が工事を行なうことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建設士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震士や高い技術を持つ工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に含わせた工事案を一貫して行なう取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
3. 耐震補強推進協議会を設置したい。
- ④ その他（）

工事施行業者とは別に、専門的知識をもったアドバイザーは有効です。

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

1. 「幾年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
 2. 昭和 56 年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確
保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
 3. 条例などによって、昭和 56 年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行いう制度
を設ける。
 4. 条例などによって、すべての建物について、「幾年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づ
ける。

⑤ その他（本条は、国が東京都などに法律や条例で明確にするべきです。しかし、現まには対応していない東京から、地方自治体で条例を作って公表することは宜間5。その他、震災対策に関するお考えについても、ご記入ください。

別編

ご協力、ありがとうございました。

4

2002.4.16 14:58 P. 5

対策について

東京都練馬区 望月やす子

いつ起ってもおかしくない東京直下型大地震に対応して、人命をはじめ被害を最小限に食い止める
策が緊急に求められています。

地方自治体の役割の第一は、住民の生命と安全を守ることです。その立場から、阪神大地震での神戸
などの教訓、その後の日本におけるいくつかの大地震の教訓をきちっと正確に、科学的に把握し、そ
ぞれの地域特性を踏まえつつ、早急に対策を立てることが求められます。

、まず被害予測を、最新データーを元に正確に立てる事です。従来、被害想定を低く見積もる傾向が
ありますが、時間帯等も考慮し、最大の被害想定をもとにしてその対策を立てなければ実際の被害
に対応できません。

、住民に被害の予測を伝え、一緒になって対策を考える取り組みが決定的に重要です。住民の自覚、
防災意識の向上、地域の連携した防災意識が総合的な計画の前提です。

、具体策としては①マンションや個人住宅の耐震化促進②学校や公共施設の耐震化の徹底③大規模
高層型の都市開発ではなく、緑の多いまちづくり、防災空地や火防ぎの緑地帯の計画化、防災井戸
や貯水槽の増設、を住民参加で進める④防災のPR、住民への啓発、学校教育での防災教育、消防
の連携や医療機関の防災対策への支援などを急いで、前面的に進める必要があります。

4、そのため国や東京都が、地方自治体に緊急の防災対策の補助金をつけるかどうかが決定的に大切で
す。自治体まかせのみにせず、声を一緒に挙げていきましょう。